

● 基本目標

『ぬくもりのある地域福祉を目指して』

すべての人々が共に支え合い、誰もがその人らしく健康で安心して暮らすことができる社会福祉の実現を目指します。

● 平成 28 年度基本方針

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な存在として多くの団体や関係者の支援を受け、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命としています。

本会では、各種関係団体との連携を強化し、住民参加・協働による福祉社会の実現、地域における利用者本位の福祉サービスの実現、地域に根ざした総合的な支援体制の実現、地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦を基本方針とし事業を展開します。

また、社会福祉法人の経営確立のためにも、すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守しながら、地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす必要があります。事業の展開にあたっては、住民参加を徹底し、事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行わなければなりません。

これらを踏まえ、生活の質の維持と向上のために、住民や多様な公私の関係機関と連携し、社会資源の開発や地域社会のニーズの把握、活動計画の立案や課題の解決に向け「横のつながり」を重視した取り組みを行います。さらに、住民主体の地域福祉を推進するにあたり、住民の生活課題を地域が認識して対応し、住民の意思が反映できる仕組みを構築・展開するよう努めます。

● 平成 28 年度重点目標

- (1) 経営体制及び組織体制の強化
- (2) 住民主体の地域福祉の推進
- (3) 安全・安心なまちづくりの推進

1 法人経営の基盤強化

適切な法人経営を行うとともに、総合的な企画や調整を行うなど社協全体の管理業務を行います。

1. 経営体制及び組織体制の確立

(1) 理事会・評議員会の充実

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、的確な経営判断と経営責任の負える役員体制を確立し、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、地域住民の参画や理解が得られる組織体制をつくり、その提供する福祉サービスの質の向上並びに法人経営の透明性の確保を図ります。

(2) 委員会の開催

専門的事項について、総務委員会を随時開催し、地域福祉の推進及び各種資金の貸付調査決定等を行います。

(3) 役員研修会の実施

役員が共に地域福祉の課題やニーズを調査、把握、研究し、先駆的事業の開発に努め、役員の意識や考え方などトップマネジメント力等の向上を図ります。

(4) 組織管理体制の強化

社会的な責任を持つ法人として法令遵守、適切な財務管理、福祉サービス利用者に対する権利保護の仕組み、財務諸表や事業内容の情報公開、個人情報の保護、リスクマネジメント等の組織管理体制を強化します。

(5) 青森県市町村社会福祉協議会連絡会への参加協力

社会福祉協議会が直面する諸問題を明らかにし、その自主的解決のために必要な情報の共有、研鑽、研究・協議等を協働して行い、安定した法人経営に向け、基盤強化を図り地域福祉を推進します。

(6) 津軽広域社会福祉協議会連絡協議会への参加協力

弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村及び板柳町の各社会福祉協議会が相互の地域福祉活動の推進について、共同で企画及び実施し、援助することによって、広域的な基盤強化及び福祉向上を目指します。

2. 職員体制の強化

(1) 職員の処遇安定

職員の身分、給与等の待遇について、安定化に努めます。

(2) 職員の資質向上

各種研修へ積極的に参加し職員の資質向上に努め、社会福祉の専門職として資格取得を積極的に促します。

3. 財政基盤の整備

(1) 公費助成の確保

継続的に適切な事業評価やコストを把握し、公費確保のルール化など安定的な財務運営に努めます。

(2) 自主財源の確保

事業を継続的かつ安定的に実施するために、会員の継続加入や基金の運用、新たな自主財源の確保と開発に努めます。

▽会員の継続加入確保

一般会員 一口 1,000 円 (世帯)

賛助会員 一口 1,000 円 (個人)

団体会員 一口 5,000 円 (企業・事業所・団体等)

▽寄附金の随時受付

▽福祉バザーの開催

2 地域福祉活動の推進

住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや福祉コミュニティづくりなどを展開し、地域福祉の推進を図ります。

1. 小地域ネットワーク活動

(1) 福祉安心電話サービス事業

在宅で生活するひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、寝たきり高齢者を抱えている世帯、障害者を抱えている世帯を対象に緊急時の安全と日常生活の不安解消を目的とし、近隣に住む協力員や関係者による支援ネットワークを築きながら、青森県社会福祉協議会が緊急通報中央受信センターとなり 24 時間体制で見守りを行います。

2. 住民、当事者の社会参加・福祉活動の推進

(1) ひとり暮らし高齢者ふれあい昼食交流会

在宅のひとり暮らし高齢者に対して、住み慣れた地域社会の中で生活していくことを支援するとともに、社会参加の促進を図り、食生活の改善と向上及び高齢者の健康保持に資することを目的に実施します。

(2) ふれあいサロン事業

地域の在宅高齢者に対して、住み慣れた地域社会の中で生活していくことを支援するとともに、社会参加の促進を図り、食生活の改善と向上及び高齢者の健康保持に資することを目的に実施します。

(3) 配食サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、食事を配達し併せて安否確認を行うことによって、在宅生活の維持及び福祉の増進を図ります。

(4) 敬老会事業

社会の発展に貢献してこられた高齢者の長寿を祝福するとともに、敬愛の精神と高齢者福祉について理解と関心を高め、自らの生活意欲の向上を目的に敬老会を開催します。

(5) 高齢者生きがい活動促進事業

高齢者等が地域社会の中で役割をもっていきいきと生活できるよう、住民、団体、企業など多様な主体と協力しながら、自らの生きがいや健康づくりにつながる活動を行うとともに、介護予防や生活支援のサービス基盤ともなる活動を実施します。

(6) 助成事業

住民組織や当事者組織等の地域活動を支援するとともに、協働して各事業を展開します。

(7) 物品等貸出事業

本会が所有する物品等を貸出すことにより、日常生活支援、社会参加または地域福祉の向上を図ります。

(8) 住民参加型在宅福祉サービス事業

住民の日常生活の困りごとに対して、住民同士が知識や経験を活かして、共に助け合い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう有償による在宅福祉サービスを構築・展開します。

(9) 社会福祉関係団体との業務受託契約

社会福祉関係団体の業務等を受託するとともに、協働して各事業を展開し、支援します。

▽西目屋村老人クラブ連合会

▽西目屋村身体障害者福祉会

▽西目屋村共同募金委員会

▽西目屋村遺族会

▽日本赤十字社青森県支部西目屋村分区

▽西目屋村赤十字奉仕団

3. 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 防災・災害対策事業

防災意識の向上や災害発生時の住民の安全の確保などの災害対策活動を行政及び関係機関と連携し、減災とすることができる地域づくりを行います。

▽災害救援対策本部の体制整備

▽災害ネットワーク活動の体制整備

▽福祉マップの更新

▽防災支援の体制整備

▽防災物品の整備

4. 福祉課題の把握

(1) 地域ケア会議に参加協力

毎月1回、行政が行う地域ケア会議に参加協力し、地域の現状について情報交換を行い、問題やニーズについて把握します。

(2) 地域福祉活動計画の管理と評価

刻々と変化する社会情勢に伴い、福祉ニーズに対応する充実した地域福祉活動を展開するため、西目屋村における活動計画の管理と評価を行います。

5. 福祉教育の推進

(1) スキルアップスクール

住民の身近な生活課題や疑問などを中心に、様々な講座を開催し、体験や学習を通じて個々の資質向上を図ります。

(2) ボランティア活動推進校の指定

福祉教育の推進を図るため、村内の学校をボランティア活動推進校に指定し、地域や施設利用者との交流、ボランティア体験、環境保全活動等を行い、社会福祉への理解と関心を高め、心豊かな人材育成を支援します。

6. ボランティア活動の推進

(1) ボランティア・地域活動サポート事業

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、個人及び組織的な活動の育成援助を行い、地域福祉の推進を目指します。

- ▽ボランティア登録受付
- ▽ボランティア・地域活動の企画及び実施
- ▽ボランティア・地域活動の連絡調整
- ▽ボランティア活動保険の取扱い
- ▽ボランティア活動保険料の助成

7. 共同募金運動

(1) 赤い羽根共同募金配分事業

事業を効果的に行うために共同募金運動を充実させ、共同募金配分金の増額に努めます。

- ▽社会福祉協議会だよりの発行
- ▽ボランティア活動推進校事業
- ▽スキルアップスクール事業
- ▽防災・災害対策事業
- ▽ボランティア・地域活動サポート事業
- ▽配食サービス事業
- ▽ウェブサイト運営事業

3 福祉サービスの利用支援

多様な住民の生活課題を受け止め、相談に対応し、その支援活動、情報提供など地域住民の福祉サービス利用の援助や地域生活の向上を支援します。

1. 相談体制の確立

(1) 西目屋村心配ごと相談所事業

広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ適切な助言援助を行って、地域住民の福祉の増進を図ります。相談員は、住民からの連絡を受けて相談に応じます。

(2) 広域法律相談所事業

法律相談所を開設し、複雑な問題へ対応します。(予約制、5人まで)

▽日時 毎月第4金曜日 10時～12時30分

(3) 心配ごと相談員に対する指導及び研究会・研修会の実施及び参加

相談事例の研究及び相談員の知識を向上させます。

2. 生活支援体制の確立

(1) たすけあい資金貸付事業

低所得、障害者又は高齢者世帯に対し、経済的自立を目的に当会が各種資金を貸付けし、安定した生活を維持できるよう支援します。

▽生活資金

▽福祉資金

▽高額療養費資金

(2) 生活福祉資金貸付事業

低所得、障害者又は高齢者世帯に対し、県社協が各種資金を貸付けし、当会がその窓口となって必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。

▽総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）

▽福祉資金（福祉費、緊急小口資金）

▽教育支援資金（就学支度費、教育支援費）

▽不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

(3) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者、障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方の自立支援を目的に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、生活支援員を通じて行います。

3. 広報活動の充実

(1) 企画広報事業

社会福祉協議会の活動や行事などを掲載した機関紙「社会福祉協議会だより」を発行し、社会福祉に関する情報提供をします。(550部/年6回)

(2) 社会福祉大会の検討・準備・実施

社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰し、感謝の意を表するとともに、福祉・保健・医療関係者の協働による心豊かに安心して暮らせる福祉社会を目指し、住民及び関係者相互の理解と連携をより一層深めるために開催に向けて検討します。

(3) ウェブサイト開設の検討・準備・実施

ウェブサイトを開設し、福祉情報等の提供を行います。

(4) リアルタイムな情報発信の実施

にしめやチャンネルを活用し、正確でリアルタイムな情報発信を行います。また、メール配信等の様々なICTシステム（情報通信技術）の活用を検討し、情報の共有化を図ります。